

欧州統括本部に対する特別課税制度

本制度は、フランスに欧州統括本部機能を置く企業に対して保証される特別な課税制度です。単なるフランス本社(企業意思決定レベル)には適用されません。

適用範囲

一般条件

- 多様な法人形態に適用 : 企業、商工業の恒久的施設・部門、持ち株会社の恒久的施設・部門
- 事業活動範囲に地理的な制限はなく、経年変化も認められる。
- フランスで法人税を納めなければならない。
- 欧州統括本部はその企業グループを代表する業務を推進しなければならない。(同一企業の管理のもとで行われる事業)
- 欧州統括本部は国際的な機能を担わなければならない。少なくとも業務の50%以上が、フランス国外にある子会社に関連した業務を行うものでなければならない。

該当する事業

下記の業務分野の経営、運営、調整、管理機能

- 運営管理業務および組織内ITサポート業務
- 経営戦略に関連する業務(例: 企業の方針策定を援助する業務)
- 人事業務(人材管理、研修、給与支払い制度の開発)
- 広報業務、情報収集・調達業務
- 研究開発業務
- 金融・保険機関の欧州統括本部は、次のような金融業務の川上にある関係機能を担うことができる :
 - 「バックオフィス」機能: 運営・規制・物流・会計レベルで行う、同金融グループによる取引の処理・管理手段・手法
 - 特定の種類の一般的な金融分析機能

課税方式：原価加算方式

課税対象利益は「該当するSG&A(販売管理費)」に
特別マージンレートを適用して計算される

レートはフランス税務当局との間に定められた協定に基づき、
一定期間内において適用される
現在の平均レートは約8%

原価加算基準

- **適格コスト**: 減価償却費、金利を含むSG&A(販売管理費—フランス勘定科目一覧表 第6グループ)
- **対象外コスト**: SG&A合計の10%を超える組織内支出

マージンレート設定

フランスでは、税務当局との事前交渉により、マージンレートをあらかじめ設定することが可能です。レートは欧州統括本部の事業内容および経営状況に応じて、個別に設定されます。

欧州統括本部の機能あるいは経営状況が変化した場合、利益率も変更されます。

レートは、動的アプローチ(再評価時に既存のマージンレートが考慮される)により3~5年の更新により承認されます。

このようにして算出された利益に対して、標準税率 33.33%で課税されます。

欧州統括本部スキームの利用を希望する場合の申請先:
DGE Direction des Grandes Entreprises
6 bis rue Courtois 93695 PANTIN - FRANCE

(欧州統括本部、物流センター、あるいは支店で働くため)フランスに出向する外国の経営者は、収入に対し大幅な個人所得税優遇措置を享受できます。